

平成24年度 第5回  
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時 : 平成24年10月9日(火) 14時開会  
場 所 : 札幌市役所本庁舎 12階 4・5号会議室

札幌市環境局

## 1 出席者

### (1) 第七次札幌市環境影響評価審議会委員

佐藤 哲身 北海学園大学工学部建築学科 教授  
佐藤 久 北海道大学大学院工学研究院 准教授  
五十嵐 敏文 北海道大学大学院工学研究院 教授  
早矢仕 有子 札幌大学 法学部 教授  
西川 洋子 (地独) 北海道立総合研究機構 環境科学研究センター 研究主幹  
宮木 雅美 酪農学園大学 農食環境学群 教授  
吉田 恵介 札幌市立大学大学院 デザイン研究科 教授  
東條 安匡 北海道大学大学院工学研究院 准教授  
半澤 久 北海道工業大学空間創造学部建築学科 教授  
遠井 朗子 酪農学園大学 農食環境学群 教授  
計 10名

### (2) 都市計画決定権者及び事業者

札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室長 星 卓志  
札幌市市民まちづくり局事業調整担当課長 高森 義憲  
UR都市機構北海道再開発事務所事業計画課長 菊池 直嗣  
日建設計・北海道日建設計 共同企業体 主任技術者 林 邦能

### (3) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長 木田 潔  
札幌市環境局環境都市推進部環境共生推進担当課長 大江 節雄  
札幌市環境局環境都市推進部環境影響評価担当係長 宮下 幸光

## 2 報道機関

(株)北海道建設新聞社  
HTB報道部

## 3 傍聴者

4名

## 1. 開 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成24年度第5回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

現在の出席委員数は、10名ということで過半数を超えておりますので、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項に基づき、この会議が成立していることをご報告いたします。

私は、本日の司会の環境共生推進担当課長の大江です。どうぞよろしく願いいたします。

## 2. 開会あいさつ

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 最初に、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、一言、ごあいさつを申し上げます。

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、本年度第5回目の環境影響評価審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、二つの議題についてご審議いただきたいと考えております。

一つ目は、札幌市の環境影響評価条例としては初めての建築物の案件となります市街地再開発事業の創世1.1.1区のうち、北1西1地区におきます大型建築物についての方法書でございます。この方法書につきましては、重要事項の調査審議という条例の規定を適用いたしまして諮問させていただくことといたしました。

二つ目は、環境影響評価条例改正のあり方についての継続審議でございます。前回、8月の審議会では、時間の関係でご審議いただけませんでした、戦略的環境アセスメントにかかわる配慮書手続についてでございます。これは、環境影響評価法におきまして昨年の改正で追加された事項でございまして、来年4月に施行されるものでございます。

本日は、本市の条例への導入の是非についてご審議いただく前に、まず、環境影響評価法の改正内容につきまして事務局からご説明をさせていただきたいと考えております。

また、本市に条例へ導入とするとした場合の考え方や議題についても、時間が許す限りご説明をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様には、限られた時間ではございますが、専門的な見地から忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

### ◎資料の確認等

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、次第と、その裏面が座席表になっております。資料としましては、資料1の(仮称)札幌創世1.1.1区北1西1地区第1種市街地再開発事業についてという資料です。それから、皆さんのお手元に方法書、製本したものをお持ちいただいているかと思いますが、もし、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたらお知らせください。よろしいでしょうか。残りの資料ですが、資料2-1ということで配慮書手続について、資料2-2、方法書への反映について、資料2-3として札幌市条例における配慮書手続(案)についてという資料です。

以上でございますが、不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

### 3. 議 事

○事務局(大江環境共生推進担当課長) それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

まず最初は、創世1.1.1区の方法書についてでございます。

本事業は、北1条西1丁目での再開発事業における大型建築物の建設にかかわるものでございます。

経過ですけれども、10月1日に方法書の送付が事務局にありまして、本日、公告をし、縦覧を開始しております。縦覧期間は11月7日まで、その2週間後の11月21日までが市民意見の募集期間となっております。

本方法書につきましては、条例の規定により、事業者へ市長意見を提出することになっておりますので、市長意見形成のため、当審議会に諮問をさせていただくことといたしましたので、よろしく願いいたします。

では、環境管理担当部長の木田より、佐藤会長に諮問書をお渡しいたします。

[諮問書の手交]

○事務局(大江環境共生推進担当課長) それでは、これからの進行は佐藤会長にお願いをしたいと存じます。

佐藤会長、よろしく願いをいたします。

○佐藤会長 ただいま、諮問を受けましたので、早速、この件につきまして審議に入りたいと思います。

まずは、事業の概要と方法書の内容についてご説明を受けたいと思います。事務局から、よろしく願いいたします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) 本日の審議に当たりましては、事業者側の代表であります札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室の職員の出席をお願いしております。こちらの席に移っていただいて、都心まちづくり推進室から本事業及び方法書の内容の説明をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤会長 よろしく願いいたします。

○事務局(大江環境共生推進担当課長) それでは、事業者の方から説明させていただき

ます。よろしくお願ひいたします。

○都市計画決定権者（星都心まちづくり推進室長） 札幌市都心まちづくり推進室長の星と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速ですが、ご説明させていただきます。

お手元の資料1と同内容ですが、スクリーンに写しながらご説明いたしますので、そちらをご覧いただきたいと存じます。

まず、事業の名称です。（仮称）札幌創世1.1.1区北1西1地区第1種市街地再開発事業でございます。

環境影響評価の対象事業の種類としては、条例第2条第2項第9号に規定する建築物の新築の事業であり、現在、想定している建物規模が延べ面積10万平方メートル以上、かつ高さ100メートル以上という規模要件に該当しております。

事業者は、事業区域の地権者等で構成される札幌創世1.1.1区北1西1地区市街地再開発準備組合です。札幌市も組合員の一員となっております。準備組合の代表である理事長は札幌市長上田文雄でございます。

なお、当事業にかかわる環境影響評価手続につきましては、条例第43条第2項の規定によりまして、事業者にかわって市街地再開発事業の都市計画決定権者である札幌市が行ってまいります。

本日は、私ども担当しております都心まちづくり推進室のほか、事業者である準備組合を代表いたしまして、事務局を務めている都市再生機構、準備組合から調査設計業務を受託している日建設計・北海道日建設計JVに同席していただいております。

説明に当たりましては、事業の内容を私の方から、そして、環境影響評価の方法については事業者から説明させていただきます。

それでは、事業内容についてご説明いたします。

方法書の第2章に記載している内容になります。事業区域は、創世1.1.1区と呼んでおります大通と創成川通との交差部周辺エリアに位置しております。現在は、大部分が駐車場として利用され、都心の中心地区にありながら、低未利用の状態となっております。

用途地域等は商業地域、建ぺい率80%、容積率800%、防火地域、第4種風致地区、駐車場整備地区であります。

次に行政計画等における事業区域の位置づけ等についてご説明いたします。

まず、平成12年に策定した第4次札幌市長期総合計画では、魅力的で活力ある都心の整備に向け、今後、重点的に整備に取り組むべき主要ゾーンが示されております。当地区を含む周辺地域は、主要ゾーンの一つである都心発展先導ゾーンとして位置づけられており、これからの都心が備えるべき空間や機能、都市基盤施設のモデルとなる開発の促進などにより、都心の新たな発展に向けた拠点としての再生を目指すこととしております。

また、平成14年に策定した都心まちづくり計画では、都心のまちづくりを展開する際の拠り所となる要素として、四つの軸と三つの交流拠点から成る骨格構造を設定しており

ます。

当地区を含む周辺地域は、骨格構造の一つである創世交流拠点として位置づけられており、都市生活の魅力を高める公共性の高い機能の導入など、これからのまちづくりのモデルとなるような都市空間の形成を目指すこととしております。

本事業は、これら行政計画等を踏まえ、創世交流拠点のまちづくりを具体化する最初のプロジェクトとして、複合的、一体的な都市開発による多様な都市空間の創出や、文化芸術活動など、市民の創造的な活動の拠点を形成することなどを目的に検討を進めております。

次に、建築計画の概要であります。

事業区域面積は約1万1,700平方メートル、延べ床面積約13万平方メートル、最高高さ約160メートル、主要用途といたしましては、事務所、店舗、放送局、公共公益施設、これは市民交流複合施設と言っておりますけれども、ホールなどを中心とする施設です。その他、駐車場、駐輪場などです。階数は、地上28階、塔屋2階、地下4階です。駐車台数は約410台の計画となっております。

次に、建物の配置と断面でございます。

敷地の西側、画面では左側になりますけれども、そちら側に放送局とオフィスから成る高さ約160メートルの高層部を配置しております。また、創成川公園と視覚的につながる敷地の東側、画面では右側には、公共公益施設から成る低層部を配置しております。地下には、駐車場、駐輪場のほか、地域冷暖房施設が入ります。また、建物の外壁面を敷地境界から一定程度離すとともに、交差点周辺に辻広場を設置するなど、オープンスペースを確保してまいります。外観のデザインなどにつきましては、今後実施する基本設計等の中で具体化していく予定ですが、周辺のまち並みと調和する建物の形状や色彩など、良好な中心市街地の景観形成に向け検討を進めてまいります。

続いて、自動車動線についてご説明いたします。

駐車場は地下1階から3階に約410台設けることを予定しています。駐車場へのアクセスについては、交通量の多い北1条通、これは国道12号でありますけれども、こちらへの交通負荷を抑制するため、主要な出入口を北2条通側に設けることとし、創成川通と西2丁目線にも設置いたします。

次に、歩行者動線です。

建物の出入口は、どの方向からもアプローチしやすいように各通りに面して設置いたします。あわせて、建物の周囲に空地を設けるとともに、建物内を東西南北に貫通する通路を設置するなど、快適な歩行者空間を形成してまいります。

また、画面に赤い矢印で表示しておりますけれども、当事業とあわせて整備される西2丁目線地下通路との接続も予定しており、地上だけではなく、地下からも出入りが可能となる計画としております。

続いて、建物の熱源計画です。

地下4階の熱源機械室に地域冷暖房のサブプラントを設置し、計画ビルだけではなく、周辺地域のエネルギー供給を予定しております。熱源のエネルギーは電気またはガスを利用します。また、自然エネルギーの利用や高効率システムの導入等により、省エネルギー対策に努めます。

給排水につきましては、札幌市上水道及び公共下水道を利用します。地下水の利用や雨水の河川放流等は予定しておりません。

次に、廃棄物処理についてです。

廃棄物処理につきましては、関係法令に基づき、再生利用可能な建設発生土や建設廃棄物の積極的なリサイクルに努めます。また、建物の供用開始後は、事業系廃棄物の排出量の抑制に努めるとともに、分別回収等により資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ります。

緑化計画については、緑の保全と創出に関する条例などに基づき、必要な緑化率を植樹等により確保してまいります。具体的には、建物周囲のオープンスペースに並木を配置し、近傍の大通公園や創成川公園の緑化環境に呼応した景観づくりを行います。

また、交差点周辺には緑陰のある辻広場を設け、憩いの場を形成いたします。

なお、これまで説明させていただいた各種計画は、現段階における検討中のものであり、今後の環境影響評価の結果や札幌市都市計画審議会での審議の内容を踏まえ、適宜、修正を行ってまいりたいと考えております。

続いて、工事計画についてです。

工期といたしましては、平成26年度から29年度の3年間を予定しております。工事に使用する建設機械は、最新の排ガス規制に適合したもの及び低騒音型のものとして、低騒音・低振動工法を積極的に採用する方針です。

また、建設廃棄物の発生の抑制や建設副産物の有効利用、再生資材の積極的利用に努めてまいります。

工事中に発生集中する工事車両は、極力、周辺の主要道路へ分散させるよう配慮してまいります。

以上が事業の概要になります。

続きまして、事業者の方から、環境影響評価の方法についてご説明させていただきます。

○事業者（林） 続きまして、事業者側から、調査・設計業務の委託を受けております日建設計・北海道日建設計JVから、日建設計の林がかわってご説明いたします。

方法書の第3章以降のご説明をさせていただきます。

まず、関係地域の概況ということで、関係地域の設定といたしましては、一つ以上の環境要素が影響を受けると考えられる範囲を設定してございます。設定根拠といたしましては、こちらの画面に示しておりますそれぞれでございまして、各項目ごとに、例えば、大気汚染、騒音、振動ですと事業実施区域境界から100メートルということで、それぞれの項目について範囲を設定いたしまして、図面で示しております一番外側の範囲でございまして、主に景観の500メートル、事業実施区域の境界から500メートルの範囲と、

それから、テレビ電波障害の机上予測による範囲、横に延びているところがございますけれども、その範囲を関係地域として設定をしております。

ここから以降は、自然的状況と社会的状況につきまして、札幌市等の既往資料から整理した内容をご紹介します。まず、自然的状況です。

最初に、気象、大気質、騒音、振動ということで、事業実施区域の西約2.2キロに札幌管区气象台がございます。こちらの風向、風速等を整理しております。

それから、札幌市役所ほかで大気質の調査をしております。これによりますと、過去5年間で二酸化窒素が、平成21年度のみ環境基準を超過している状況になってございます。

また、騒音、振動につきましては、この関係地域内では実施されていないところでございます。

次に、水象、水質、底質等の調査ですが、事業実施区域の東側に、先ほどご案内がありましたとおり、創成川と、ちょっと離れて豊平川がございます。2河川とも全項目で水質環境基準は達成されておりますが、底質の測定については行われていない状況です。テトラクロロエチレンについて、1地点で地下水の環境基準を超過しているという結果を得てございます。

次に、土壌、地盤についてでございます。

土壌については、この場所は、土壌の露出がほとんど見られていない状況でございます。土壌汚染対策法が改正されましたけれども、そちらにおける指定区域も存在しておりません。地盤沈下量につきましては、単年度当たり大体0.2から4.7ミリぐらいということで、精密水準測量調査結果を得ております。

地形、地質につきましては、扇状地性の低地となっておりまして、表層につきましては、沖積世に属する未固結堆積物の礫となっております。また、この範囲では、学術上または希少性の観点が必要な地形、地質は存在しておりません。

次に、動植物についてですけれども、東側を南北に流れておる創成川につきましては、現在もう既に整備はされておりますが、その整備前の環境調査が既往調査でございましたので、そこからこの内容を整理しております。

平成14年、15年でございましたけれども、その時点での調査結果といたしましては、動物の重要種としてエゾウグイ、スナヤツメが確認されておりますが、植物については特に確認されていない状況でございました。

その後、創成川公園を整備したときに、札幌市の整理によりますと、ハルニレ、ライラック、チシマザクラ等を植栽しているということになってございます。

また、関係地域全体は市街地でありますので、まとまった植生はこの範囲には特に見られていない状況でございます。

環境としては、主に市街地、河川及びその周辺の草地、公園等の緑地という存在が確認されてございます。

景観と人と自然との触れ合い活動についてでございます。

地域の景観といたしましては、北海道庁の旧本庁舎等の重要文化財が点在しているということです。それから、主要な眺望景観といたしましては、J Rタワー、さっぽろテレビ塔、時計台、大通公園等を整理してございます。

また、人と自然との触れ合い活動の場といたしましては、大通公園と創成川公園を挙げてございます。

ここからは、社会的状況の整理でございます。

ご覧いただいておりますとおり、J R線、地下鉄線、市電等に囲まれているこの範囲でございます。

土地利用につきましては、市街化区域というところでございます。

河川、湖沼、地下水につきましては、先ほど申し上げた創成川と豊平川、地下水につきましては、中央区のデータがございましたが、札幌市全体の約30%は地下水揚水からくみ上げている状況でございます。

交通につきましては、先ほどご説明したとおり、J R線、地下鉄線、市電、それから、道路につきましては、創成川通と北1条通に囲まれているということでございます。

次に、配慮が特に必要な施設ということで、学校、病院、公園等を整理してございます。ごらんの中央小学校、中央中学校、時計台記念病院、大通公園、創成川公園が近接してございます。

下水道につきましては、この地域は合流式の下水道となっております。

それから、法令等による指定・規制ということで、文化財につきましては時計台、それから、札幌の景観資産といたしましては日本基督教団札幌教会礼拝堂がございます。

引き続き、法令等の指定ですけれども、このあたりは風致地区に指定されておまして、創成川上風致地区ということでございます。それから、大通、豊平川となっております。

景観計画重点区域につきましても、大通地区、札幌駅南口地区、札幌駅前通北街区地区等がこの関係地域の中に含まれてございます。

環境緑地保護地区等としまして、道庁本庁舎の前庭、それから、環境基準、要請限度等の類型でございますけれども、環境基準につきましては大気、騒音で決められており、水質についても河川B類型、地下水で環境基準が適用される地域になってございます。それから、土壌汚染でございます。要請限度につきましては、自動車騒音と道路交通振動の限度、それから、特定建設作業に関する規制もこの地域にはかかってくる状況でございます。

次に、用途地域につきましては、この関係地域の中では主に商業地域が多うございます。それから、近隣商業地域、準工業地域、工業地域ほかとなっております。

悪臭につきましても、悪臭原因物の排出規制地域となっております。

環境保全に関する施策につきましては、札幌市環境基本計画ほかがございます。

その他、苦情関係でございますけれども、都心内ということを反映しまして、騒音がかなりの部分を占めております。それから、悪臭が多く上げられておりました。

高層建築物につきましても、方法書の中では整理をしておりますけれども、J Rタワー

が173メートルということで、それ以下のものが連なっております。

それから、地域冷暖房施設としましては、札幌市都心地区地域熱供給事業が該当してございます。

次が、環境影響評価の項目ということで、ここからが第5章の内容となっております。

まず、こちらの表は、札幌市環境影響評価技術指針で、建築物の新築事業の中で指定されております基本項目がございますけれども、その基本項目のうち、今回の事業で該当するものの抽出を行っております。今回抽出しておりますのが黒丸印がついているものでございまして、逆に、基本項目で抽出しないという判断をさせていただいたものにつきましては、灰色のハッチがかかっている部分で、水の汚れの工事中と存在及び供用、それから、地形、地質の存在及び供用、地盤沈下の存在及び供用、事業活動のところでございます。

次は、基本項目そのものをほぼ網羅しているところでございます。主に存在及び供用の要因ということで、各項目の選定をしているところでございます。

廃棄物につきましては、工事中の廃棄物も扱おうという予定にしております。

それでは、これから以降、各項目について調査の内容等につきましてご説明いたします。

まず、大気質でございます。

こちらは、先ほど申し上げた、札幌市役所で通年の調査をしっかりとしたものを行っておりますので、その調査を踏まえまして、予測に使っていこうというところでございます。主に左側の調査内容でございますけれども、大気質の状況ということで、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、それから、自然的・社会的状況ですが、このあたりは、気象の状況ということで、札幌管区气象台等のデータを整理しようと考えてございます。

予測につきましては、大気拡散式で年間の長期平均濃度を算出していこうと考えております。粉じんにつきましては、工事計画を踏まえて定性的に予想をしていこうと考えております。

予測の内容といたしましては、工事中についての建設機械、工事用車両の運行に伴う二つの面で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんを予測したいと考えております。

存在及び供用ですが、実際にできた後につきましては、関連する車両の走行に伴う影響ということで、同じく二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんの量を予測したいという予定にしております。

騒音、振動につきましては、既存資料調査と現地調査を想定しております。

現地調査の地点につきましては、この次のスライドでご説明いたしますが、計画地の中で環境騒音・振動を1地点、黒丸印のところがございます。それから、道路交通騒音・振動ということで、周辺のここに来たり出ていたりする車両のルートをほぼ網羅する形で、各断面の調査をすることを予定しております。それぞれ平日1日24時間の調査を予定しております。そこで、騒音・振動の状況や、そのほか、環境基準の類型当てはめ等も整理したいと考えております。

予測につきましては、理論伝搬式による予測と、車両につきましては音響学会式、振動は道路環境影響評価の技術手法で示されている方法に基づいて予測したいと考えております。

予測内容につきましては、工事中ということで、建設機械による影響、工事用車両による影響というそれぞれを考えております。

次に、風害でございますが、こちらの調査といたしましては既存資料調査ということで、主に札幌管区気象台のデータを整理することを予定しております。上空風の状況とか、周辺の風の影響に特に配慮すべき施設がどういう分布にあるかというところを整理したいと考えております。

予測につきましては、模型を用いました風洞実験を現在予定しております。実際に建物ができた後ということで、その建築物の存在に伴う影響ということで、風向、風速、それから、最大風速等で突風などの状況を検証したいと考えております。

次に、水質（水の濁り）ですが、こちらにつきましては、既存資料の調査と現地調査を考えてございます。

現地調査につきましては、創成川のごらんいただいている図の丸印のところですが、整備された創成川緑地公園と、下の方から出てまいります創成川との合流地点になってまいりますので、そこで1地点ということで調査を予定しております。

それから、地下水の水質につきましては、計画地の中で1地点を予定しております。

調査期間と時期につきましては、年間の状況がわかるようにということで年間4回でございます。

予測の方法としましては、河川の水質につきましては単純混合式を用いる、地下水の水質につきましては類似事例を参考として予測をしたいと考えておまして、予測の内容につきましては、工事の最中でございます。できた後は特に排出する予定はございませんので、工事中ということで、実際に工事に伴って出てくる濁水ということで、浮遊物質、SSを予測したいと考えてございます。

次に、地盤沈下でございますけれども、こちらにつきましては、既存資料の調査結果を整理する方法によりまして、予測につきましては、こちらも工事中の影響予測というところでございます。地下を掘削いたしますので、その状況でどのような形で地盤沈下が発生するか、地下水が変動するかという影響を定性的に考えたいと考えてございます。

次に、電波障害につきましては、既存資料と現地調査で把握したいと考えております。

現地調査につきましては、実際に電波の測定車を机上検討で予測された範囲——最初に関係地域でご説明した東側に伸びている部分を中心になってこようかと思っておりますけれども、その中にある一定割合で測定車を走らせまして、その地点で、現在の電波の受信状況を測定するというところでございます。その調査内容といたしましては、受信状況と、実際に送信している条件も整理をしたいと考えております。

予測につきましては、建築物障害予測技術に準拠する方法ということで考えてござい

して、こちらは、実際に建物ができた後どういう影響があるかということで、主に遮へい障害につきましては、地上デジタル放送と衛星放送、それから、一部想定されるかもしれませんが、地上デジタルの反射障害についてもあるかどうかを予測したいと考えております。

次に、日照障害でございます。

こちらは、高層の建築物ということで、日照、日影の影響も想定されるということで項目として選定してございますけれども、既存資料調査と現地調査ということで、魚眼レンズで天空を撮影する方法で、その魚眼レンズの中に入ってくる建物がどういうことになるか、太陽軌道がどういうことになるかを予測するために、この調査をしようと考えてございます。

主に日影が生じるのは建物の北側となってまいりますので、ちょうどこの図に示しております3地点、北、東、西のあたりで天空写真を撮影したいと考えてございます。

それから、既存資料を整理するというのも調査では予定しております、予測方法といたしましては、その天空写真の合成とともに、通常のやり方に従いまして、時刻別の日影図、8時から16時まで1時間ごとにどの範囲で日影が伸びるか。それから、冬至日における日影図ということで、1日のうちで何時間が影になるということを示す図面を作成して予測をしたいと考えてございます。それぞれにおきまして、冬至日における日影の状況の変化のデータと、特に配慮すべき施設ということで、先ほど病院、学校等がございましたけれども、それに対してどうかということも検証したいと考えてございます。

次に、植物（重要な植物種及び群落とその育成地）についてでございます。こちらにつきましては、既存の資料調査と現地調査ということですが、既存の資料というのは、方法書の中でも示させていただいておりますけれども、かなり広範囲で、都心地域の調査データがなかなかなかったものですから、今回、現地調査をして把握しようとしてございます。

植物の状況としまして、植物相、植生の状況というところを整理したいと考えてございます。

予測につきましては、希少性、代表性、特異性等を勘案してということでございますので、保全すべき対象があるかどうかということ踏まえまして、それが影響によってどのくらい変化するかという程度は把握する方法にしたいと考えてございます。主に、でき上がった後、存在及び供用ということで、その存在に伴う影響、それぞれ個体群、植物群落に対してどういう影響があるかというところを整理したいと考えております。

植物の調査地点としましては、主に、この図に示しておりますとおり、事業実施区域の周辺も都心域でございますので、東側の南北にわたる創成川緑地、それから、1街区離れて南側を東西に通っております大通公園で植物の状況を確認したいと考えております。

次に、動物につきましては、重要な動物種及び注目すべき生息地という項目になってございます。こちら、植物と同様の考え方でございます。現地調査、既存資料調査がほとんどございませんので、現地調査によって把握をしようという予定にしております。現地

調査の対象としましては、鳥類と昆虫、魚類、底生動物というところがございます。春、早春、夏、秋、冬ということでそれぞれ調査したものを整理したいと考えてございます。

場所につきましては、魚類、底生動物については、創成川の整備された上のところがございます。それから、鳥類、昆虫類につきましては、創成川と大通公園を考えてございます。

予測につきましても、植物同様に、実際に建物ができた後の状況ということで、個体群、それから生息地への影響について整理したいと考えております。

生態系につきましても、地域を特徴づける生態系という観点から整理したいと考えておりまして、今ご説明いたしました植物と動物の調査方法に準拠した内容を整理したいと考えております。主に、生態系という観点から、予測につきましても、建物が実際にできた後で重要な構成要素に与える影響の程度について整理したいと考えてございます。

次に、景観（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観）という観点から、予測評価を予定してございます。

まず、調査につきましては、既存資料を整理と現地調査ということで、11地点の写真撮影をしております、こちらの図でございます。関係地域の中の大半がここに含まれておりますけれども、主に、地上レベルから道路沿いで見える地点を考えております。道路沿いで、日常の方々が実際に目に触れる場所から整理したものが、北の方ですと、2番、3番、北4条西2丁目、北3条東1丁目です。それから、西の方ですと、4番、6番あたりで、北1条西4丁目、大通西3丁目です。それから、地下鉄の駅の南側ですと、8番、9番、11番というあたりで、この辺も地上のレベルからということで、東側でも、3番はちょっと北側ですが、7番ということで、かなり地上レベルのところを想定しているのと同時に、そのほか、主要な景観ポイントとしまして、枠から外れておりますが、JRタワーの1番です。それから、時計台の前も主要な景観スポットでございますので、そこからもどう見えるかということで、5番でございます。それから、テレビ塔が10番でございます。

そういった観点から、この関係地域以内の東西南北を中心として地上レベルからどうなるか、それから、主な景観ポイントからどうなるかというところを写真撮影して把握したいと考えております。

フォトモンタージュを用いた視覚的な方法ということで、写真を撮影しまして、それに実際に建物がどうできるかを重ね合わせて評価したいと考えてございます。

次に、人の自然との触れ合い活動の場ということで、こちらにつきましても、既存資料調査と現地調査を考えてございまして、調査の対象としましては、植物、動物と同様に、大通公園と創成川緑地を想定してございます。こちらにつきましては、イベント時ということではなく、通常の利用というところを今回のアセスメントの対象としようということで、春の4月から5月ということで、平日、休日及び1日で2時間ごとに写真撮影をして、その中の触れ合い活動を整理しようというところを想定してございます。

予測につきましても、それぞれの活動内容を踏まえて、既存事例等をもとに整理したいと考えておりまして、主に、活動の内容はどう変わるかということと、利用環境がどう変わるか、アクセスルートがどうなるかというところから整理したいと考えております。

次に、廃棄物等ということで、こちらにつきましても、既存資料調査を中心に考えております。調査内容といたしまして、廃棄物等の状況、現在どういうものがあるか、それが撤去されるとどうなるか、建設発生土がどうなるかというところです。それから、周辺の状況を整理しまして、予測といたしましては、工事中と実際にできた後の事業活動に伴うということで、工事につきましても、工事計画の中から、実際に残土の量がどの程度出るとか、建設廃棄物がどのぐらい出るかというところを予測したいと考えております。

供用後につきましても、事業活動によってどのぐらい出るか、こちらも原単位等がございますので、そちらを用いて予測したいと考えております。

最後の項目ですが、温室効果ガスということで、こちらにつきましても、既存資料調査としては、原単位の把握、現在の札幌市の中で温室効果ガス排出量はどうなっているか、エネルギー使用量はどうなっているかというところを把握したいと考えております。

それから、今後の動向等を踏まえまして、削減量はどのぐらいになるかという現状を整理し、予測としましては、それらの原単位とか排出量、低減量等を踏まえて、どのぐらいの排出量またはエネルギー使用量になるかというところを予測したいと考えております。

私の方からは、以上でございます。

○都市計画決定権者（星都心まちづくり推進室長） 最後に、今後のスケジュールについてご説明申し上げます。

再開発事業は都市計画事業でありますことから、環境影響評価の手续とあわせて都市計画手続を進めていく必要がございます。

現在、平成25年度中の都市計画決定を目指しておりまして、各種検討を進めております。

環境影響評価の手续については、今年度中に方法書手続を終え、来年度に準備書を提出、年度末に都市計画決定とあわせて評価書の提出を行いたいと考えております。

以上で、（仮称）札幌創世1.1.1区北1西1地区第1種市街地再開発事業の説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

各項目ごとの質問やご意見は後から伺いますけれども、まず最初に、事業全体の概要について、何かご質問があればお願いいたします。

では、私からちょっと聞きたいのですが、あそこに相当大きなものがどんと建つわけですが、例えば、あれが建つことによって、ちょっと聞いた話によると、NHKが移ってくるとか、いろいろなものが入ってきて、例えば、周辺の今あるビルがなくなってしまうとか、そういうような情報はある程度わかっているのですか。

といいますのは、そうなりますと、地域全体がかかわってきて、交通の流れが変わるとか、別な影響が出てくるとか、もし、今の段階でそういうことがわかっているのであれば教えていただきたいと思います。

○都市計画決定権者（星都心まちづくり推進室長） 今、北1西1の街区の中にあります建物は、当然、再開発事業ですので、解体、撤去してから新しいビルを建てることになります。そのほか、周辺の建物で今回の事業に伴って移転するということはありません。報道もありましたが、NHKが今回の再開発事業の中に参加するという検討を一時していた時期もございますけれども、それはなくなっておりますので、周辺で、この再開発事業に伴って何かビルがなくなるということはありません。

○佐藤会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○遠井委員 今のご質問と関係があると思うのですが、ここでは、環境影響評価のみのご議論かと思いますが、例えば、こうした大規模事業計画をする、しかも、都市計画の中でされる場合には、経済的な効率性とか収益性に関しても別途評価をする手続があると思うのですが、そういったものはもう既にされているのでしょうか。

つまり、計画自体は12年前とかなり古いものでして、その間に社会・経済的状况にかなり変化がありますので、それを踏まえて環境影響評価についてはこちらでやる、他方、経済的な収益性や社会的な影響については別途やって、双方にらみ合わせて進めるということをしているかどうかということです。

例えば、公共事業についても、今、そういう考え方で出ているかと思いますが、これは、公共事業ではありませんけれども、公益性が高い、インパクトの高いものとしては同じような考え方が類推的に適用できるとすれば、当然、そういうこともあり得ると思うのですが、そうした評価手続があるかどうかお伺いしたいと思います。

○都市計画決定権者（星都心まちづくり推進室長） 例えば、費用対効果をきっちり出しなさいという手続きで今求められているものはありません。この計画の内容自体は、それこそ20年近く前から、ここでの再開発事業をやろうということをやっと検討なり調整をしてきておりますけれども、いざ具体的な事業というのは今回初めて成立しそうだという段階になっておまして、この時点において、どのぐらいの規模あるいは内容でやるかということを経査して進めております。再開発事業ですので、当然、事業採算性が、事業者にとっても、都市計画決定権者にとっても厳しく問わなければいけない、あるいは、事業認可がその後に具体的な手続として出てまいりますけれども、そのときも、採算性ということを経査してチェックしなければいけないということになりますので、そちらで評価していくことになります。

○遠井委員 確認ですけれども、それは、こうした開かれた評価制度ではなく、行政内部において、いわば裁量の範囲で十分検討するということですか。

○都市計画決定権者（星都心まちづくり推進室長） そうです。正式な、オープンな手続

というのは、規定はございません。

○佐藤会長 ほかにありませんでしょうか。

もしなければ、各項目ごとに進めていきたいと思えます。

たくさんありますので、順番に見ていきたいと思えますけれども、最初は、大気質です。

きょうは、大気質のご専門の村尾副会長が欠席ですが、事務局の方で何か意見を聞いておられればお願いします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 事前に見ていただいて、ご意見があるかどうか確認しておりますけれども、大気質に関しては、特に意見はないと伺っております。

以上です。

○佐藤会長 わかりました。

では、次に、騒音、振動についてですけれども、これは、私が専門ですので少し質問したいと思います。

工事中的ことについてかなり細かくいろいろ聞かせていただきましたが、供用後に関しては、特に何もデータが載っていない気がします。例えば、交通量が変わるとか、あるいは、大きな建物が建ちますので、その空調の室外機とか、そういう機械関係の騒音がかなり出るのではないかと思うのです。これについてどうお考えでしょうか。

○事業者（林） 私からご回答させていただきます。

一応、札幌市の環境影響評価技術指針の基本項目ということで、今回、その中から選定というところでございまして、確かに、会長がおっしゃるように、影響といたしましては、供用後の車両と設備系の騒音があろうかと思えますけれども、車両につきましては、工事中工事用車両ということで予測は予定しておりますが、実際にできた後は、オフィスビル、放送局、市の施設ということで、工事中ほどの大型車両は想定できません。かなりの割合で小型車両であろうというところから、騒音、振動の面では余り影響は大きくないのではないかと考えておりますので、現在、その予測評価は行う予定はございません。

それから、設備系につきましても、これぐらいの規模でございまして、相当程度、設備機器が配置されることは想定されますけれども、それにつきましても、各種の騒音・振動規制法に準拠したものとなってまいります。それから、都心の中というところもありますので、それほど大きな影響にはならないのではないかと考えられ、現在、予測評価はしていないところです。

○佐藤会長 ただ、その交通量に関しても変化がないであろうということですが、何らかの確認をしないことにはわからないと思えます。それから、設備に関しても、それぞれの基準を守って設置されるということですが、結果的に、ないか、あるか、変化するのか、しないのかということに関して、何らかの確認作業が必要なように思えますけれども、いかがでしょうか。

○事業者（林） 供用の車両につきましては、騒音、振動では行う予定はございませんが、大気質の面で、そこは車両の予測ということで現在予定をしておりますので、台数的など

ころはそちらで出てくるということになりますので、場合によっては、その台数で判断ができるのではないかと考えてございます。

設備的なものにつきましては、特に大気質、騒音、振動等につきましては、先ほどの繰り返しでございますけれども、現在は予定してございません。

○佐藤会長 予定してないというのはわかったのですが、全く影響がないのかあるのかということを確認する必要があるのではないかと思います。

○事業者（林） 今後、準備書の中で、想定される設備機器の仕様等は整理することができますと思いますので、そういった中で、仕様をご提示するということで整理してはどうかと考えております。

○佐藤会長 そこで、ひょっとして問題が起こった場合には、それを予測して評価するということですか。

○事業者（林） そうです。それで重大な影響が及ぶような設備機器が万が一入ることでしたら、その段階で準備書の中で検討することを全く否定しているわけではございませんので、その段階で検討したいと考えております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、次に進ませていただきます。

次は、風害です。これに関して、ご専門が近いのは半澤委員でしょうか。もしあればお願いします。

○半澤委員 特に、この方法書に書いてある内容で十分だろうと思いますが、模型実験をされるということですので、恐らく、通常行う方法でされるでしょうし、その結果をきちんと開示していただけるということですね。それであれば、基本的な問題はないのではないかと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、次に進んでよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 水質ですけれども、佐藤（久）委員、お願いいたします。

○佐藤（久）委員 事前にご説明を受けており、特に変わった特殊な工事をするわけではないということと、水質をきちんとはかれるということで、問題はないのではないかと考えております。特にご質問することはございません。

○佐藤会長 わかりました。

山本委員からも特に意見がないということだと聞いておりますので、水質についてもこれでよろしいということですね。

次に、地形及び地質ということですのでけれども、五十嵐委員、お願いします。

○五十嵐委員 地下30メートル近く掘られるということですから、一部、地下水のモニタリングもされるのですけれども、工事中、あるいは、その後に水位が低下してまた回復するということが起きるのだと思うのですが、そのあたりは、モニタリングをしていただ

いて、中央区というのはわかっているのですけれども、どの建物で地下水を使っているかは現状ではわかりませんが、そういったところに影響がないのかどうかを確認していただければいいのではないかと思います。

○佐藤会長 よろしいでしょうか。事業所の方もよろしいですか。

○事業者（林） はい。

○佐藤会長 では、よろしくお願ひいたします。

次に、関連しますけれども、地盤沈下です。これは、五十嵐委員と、水質ということで佐藤（久）委員も関係しているでしょうか。もし何かあればお願ひします。

○五十嵐委員 地盤沈下の既存のデータがここに書かれているのですけれども、地下水位低下に伴って、それがほとんど変わらないものかどうか、その辺を少し確認していただければと思います。

○佐藤会長 それでは、今の件もよろしくお願ひいたします。

次は、電波障害ですが、半澤委員でしょうか。

○半澤委員 正直に言ひまして、私は専門外でございます。多分、通常の手続に従ってやっていたらしゃって、その影響範囲も予測されているということですから、この方法に従ってやっていたらしゃればいいのではないかと思います。

○佐藤会長 もう一つ、日照阻害についてもいかがでしょうか。

○半澤委員 先ほど説明していただいたように、法的な基準等に準拠して、少なくとも、それを満足する限りにおいて、その範囲内でさらに環境影響評価をされるということですから、当面、この区画の中にこれほどの高い建物がないとすると、これがどの程度影響するのかということを引きちと検討していただければよろしいと思います。

○佐藤会長 では、その件につきましては、事業者の方々、よろしくお願ひいたします。

これで、物理化学系といひますか、こちらは一通り済んだわけですが、次に、自然系といひますか、動植物とか生態系という方に話を移したいと思ひます。その分野に関して、ご専門の方が出席されていますけれども、何かご意見があればお願ひいたします。

○西川委員 植物に関してですけれども、今回に限って言えば、大きな問題になることは恐らくないと思ひのですが、事前に説明にいらっしやったときにも申し上げたのですけれども、一応、評価をする限りは、すべての植物を網羅しておくことが必要ですので、春と夏の2回の調査は最低限された方がいいのではないかと思います。

○佐藤会長 このことについてはよろしいですね。もし何かお話しすることがあれば、どうぞ。

○事業者（林） 春と夏というところですがけれども、対象としている創成川緑地は、大通公園もござひますけれども、かなり整備されているところですので、事前の把握では、かなり整備された中での植栽というところがほとんどだったと把握してあります。ですから、春にどの程度出てくるのか、夏でかなり把握できるのではないかと聞いておるのですが、春の調査の必要性はどの程度あるのかというところは検討したいと考えており

ます。いかがでございましょうか。

○西川委員 植栽のものがほとんどであるならば、それほど春の植物に気を使う必要はないかもしれませんが、本当に生育していないかどうかはわからないわけですね。ですから、一応、生えている植物すべてを網羅する必要があるということで、一応、こういう調査の場合は、春と夏と1回ずつは必ずやるのが常識といたしますか、それはやられた方がいいのではないかと思います。

○佐藤会長 どうぞ。

○宮木委員 今のことに関連して、創成川が新しく造成されまして、それによって動植物が随分変わると考えられます。ですから、やはり、季節ごとの調査ということも大切ではないかと思います。自然の植生や動物としては、創成川は大事かなと思います。

○事業者（菊池） 今の春期の調査の件ですけれども、一遍持ち帰らせていただきまして、後日、環境局さんの方にご回答させていただきたいと思いますが、そういった対応でよろしいでしょうか。

○佐藤会長 それでよろしいですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 事務局が判断するわけではありませんので、どういった内容であったのかということは報告させていただきます。

○佐藤会長 では、それでよろしいでしょうか。

○西川委員 なぜそのお答えになるのか、よくわからないのですが。

○佐藤会長 やらないということではないですね。

○西川委員 やらないという可能性があるわけですね。

○事業者（菊池） 組合という組織なものですから、きょうこの場で即答するわけにはいかないの、その点で持ち帰らせていただきたいということです。

○佐藤会長 わかりました。では、前向きにお願いいたします。

宮木委員の件に関してはどうですか。

○宮木委員 創成川の自然がより豊かになるとすれば、鳥などもふえると思うのですが、やはり、高層建築だとバードストライクの問題などの影響があると思うのですけれども、そこらの調査はされるでしょうか。というか、予測ですね。

○事業者（林） 飛来する種を把握するのは先ほどのご説明どおりですけれども、その種によってバードストライクの可能性といたしますか、どんな鳥でもあるにはあるのでしょうかけれども、それについて、定性的になってしまうかと思いたすけれども、何らかのコメントはせざるを得ないのかなと考えてございます。

○宮木委員 ガラスの状況をどうするか、いろいろな工夫があると思いますので、そういう影響は評価しておく必要があると思います。

○佐藤会長 そのほか、早矢仕委員はよろしいですか。

○早矢仕委員 鳥類の調査結果も拝見いたしまして、今、現状で確認されている種類に関しましては、大幅に改変されている場所ですし、特に希少種が出るわけでもなく、まち中

特有の鳥類相ということで、大きな配慮が特に必要とは思わないのですが、この話ではなくなくなってしまふ部分があるのですが、この前、もう一個の似た場所のご説明をいただいたときに、駅前でハヤブサとかオジロワシが時々確認されているようで、今もおっしゃっていただきましたけれども、そういうこともございますので、一応、バードストライクを気にしていただけるなら、それに越したことがないと思います。

ただ、ここで確認されている鳥類に関しましては、むしろ、都市の環境を利用して暮らしているような鳥ばかりですので、すごく慎重になる必要はないと思いますけれども、ほかの調査から、特に冬期だと思いますけれども、猛禽類がまちの中にもやってきたりしているようですので、ご配慮いただければなおさらありがたいと思います。

○佐藤会長 では、よろしく願いいたします。

それから、きょうは赤松委員が欠席されていますけれども、何か意見が届いていますでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 特に、事前の意見はいただいておりません。

○佐藤会長 それでは、次に進ませていただきます。

景観、あるいは、人と自然との触れ合い活動というところがありましたけれども、これに関しては吉田委員ですね。お願いします。

○吉田委員 眺望点をどこに据えるかということで、近景を中心とした設定をするということは私も賛成です。ただ、東西南北からちゃんととってあるかどうかをもう一度確認していただきたいと思います。北1条と書いてあるのですが、道庁とか西の方が入っているか確認したいです。

後の資料にもありますけれども、周りに100メートルぐらいの高いビルがたくさん建っている中で、やはり、近景の中で東西南北から、多分、景観の中での調和とか独自性みたいなものが出てくると思うので、そういうものが市民にわかるようにプレゼンテーションをしてもらえばよろしいのではないかと思います。

きょう、パワーポイントで見せていただいた1面だけの立面図がありますけれども、多分、それだけではないと思うので、その辺をアピールしていただけたらいいのではないかと思いますし、わかるようにしていただきたいということが一つです。

もう一つは、これは調査をしてはということではないのですが、眺望点で非常に大事なものは、来られたときにも申し上げましたけれども、藻岩山から見る札幌の景色であります。そして、北大とか大通とか羊ヶ丘とか、大きな緑の図と地の関係から言うと、多分、このビルはそれを邪魔するものではないのではないかと思います。ただ、周りに高い建物群がありますから、そのスカイラインがどのような形になっているかをみる必要があります。最近、景観は、まち並みの中での調和ということもありますので、色などは遠くなるとほとんどわからなくなりますけれども、形が大事ですから、その辺がどのような形になっているか、文書なり、または、写真がいいのかどうかかわからないですけれども、何らかの形で触れていただければありがたいなというぐあいに考えております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

今の件、よろしいですね。

よろしく願います。

○佐藤会長 では、よろしく願います。

それでは、自然系から離れまして、次に廃棄物に関して、東條委員、何かありますでしょうか。

○東條委員 調査内容、予測方法ともに特に問題ないと思いますので、意見はありません。

○佐藤会長 ありがとうございます。

最後に、温室効果ガスの話が出てきましたけれども、半澤委員、よろしく願います。

○半澤委員 ここに書いてある調査の方法、予測方法は妥当なものだと思うのですが、前にも私が申し上げたように、今、特に電力のCO<sub>2</sub>排出量原単位そのものが、非常に揺れ動いているというか、変動しております。恐らく、過去の札幌市の平均値を調べると、原子力発電所が稼働している状態での原単位ということになるでしょうし、これからの予測をどういうふうにするのか、また、比較をどうやるのかというあたりをきちっと決めていただくことが必要だろうと思います。リーズナブルな説明をいただければ、相対的な比較としてはオーケーではないかと思います。

○佐藤会長 どうもありがとうございます。

これで一通り各項目が終わったわけですが、何か。

○遠井委員 一つだけ、素朴な質問ですが、廃棄物に関しては、工事中に関しても予測を評価されるということですが、二酸化炭素の排出については、工事中の予測というのは項目に入らないのでしょうか。

○事業者（林） これは入ってございません。

○遠井委員 そういうものなのでしょうか。建築物の建築過程についてはエネルギーの使用量とか二酸化炭素の排出量というのは、通常、評価しないものなのですか。

○半澤委員 一般論としては、今、ライフサイクルで物事を考えるということですから、当然、施工中に何らかのエネルギー消費を伴ってCO<sub>2</sub>排出があるというものがあれば、それは勘定に入れるということです。これは、一般的に、普通の建築物でも、例えばCASBEEという評価手法がありまして、その評価法ではそこを扱っていますが、この環境アセスの中では義務づけられてはいないのだらうと思いますので、今回、こういう方法書になっているかと思えます。

ですから、事業者の方でそこまで意識されるということであれば、そこを含むということでしょうけれども、これは、強制力がないのではないかと私は思っております。

○佐藤会長 よろしいですか。事業者の方から何かコメントがあれば願います。

○事業者（菊池） 技術指針の方の関係要素の基本項目の中に、この建築物の新築事業の場合、温室効果ガスは、工事中については対象になっていないというところから、こういう整理をさせていただいているところでございます。

○佐藤会長 よろしいでしょうか。

○遠井委員 私は確認していないですけれども、バスケットクローズみたいなものがあった、その他という項目がありますので、入れることは可能ではあるのですね。してはいけないということではないですね。もちろん、義務づけはできないですけれどもね。

○事業者（菊池） まさにおっしゃるとおりだと思いますし、アセスの制度というのはそういうものだと理解しております。

○半澤委員 恐らく、別に、確認申請等で、先ほど申し上げたCASBEEの評価をされる。札幌市は、実は、CASBEEの評価は少し古いバージョンでつくっているのです、私がかかわったのですが、今、CO<sub>2</sub>排出に関してはその評価の中に含まれておりません。ただ、全国版のCASBEEで評価すると、CO<sub>2</sub>排出量は算出するような形で評価を行うようになっていきますので、その評価をしていただければ、自動的に、施工時の排出量も算出されたものが出てきますので、その辺は参考データとして出していただくことは可能ではないかと思えます。

○佐藤会長 事業者の方、いかがでしょうか。

○事業者（林） きょういただいたお話を踏まえて、詳細を検討させていただきたいと思えます。これも持ち帰り検討ということで、申しわけございません。よろしく願います。

○佐藤会長 よろしく願います。

ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 それでは、今、いろいろ審議していただきましたけれども、これを整理して答申案の賛成に向けた作業に入っていくこととなります。

この案件の今後の審査スケジュールについて、事務局から説明していただけますか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今後のスケジュールですけれども、事務局といえますか、市長意見の形成については、年明けには事業者の方に市長意見を提出したいと考えております。そうしますと、できれば12月中に次の審議会を開催して、事務局の方で答申案をそれまでに作成をして、その答申案をもとに審議をしていただいて、次回の審議会でその答申案を固めるという形です。例年どおり、今回と次回の2回で方法書に関しての答申案の作成を行いたいと思っております。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、2件ほど検討いただく事項もありましたので、これについてもよろしく願います。

では、事業者側の方の回答に基づいて専門の委員の方と少しやりとりをしていただき、それで答申案の作成をしていただきたいと思います。

それでは、これで創世1.1.1区についての方法書に関する1回目の審議が終わりました。

事業者の皆さん、きょうはどうもありがとうございました。

内容が変わりますので、ここで、5分ほど休憩をとりたいと思います。

[ 休 憩 ]

○佐藤会長 それでは、会議を再開いたします。

きょうの二つ目の議題ですけれども、条例改正のあり方ということで、今回は配慮書手続ということ です。

まず、これがどんなものかということ を全員で理解したい と思いますので、まず、法律における配慮書の内容を説明して いただいて、最初にいろいろ質問しながら理解していき たい と思います。

では、事務局、よろしく お願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） それでは、資料2-1をまずごらん いただきたい と思います。

きょうは、資料2-1から、できれば2-3まで行きたいと思っ ていますけれども、配 慮書に関しては、今回初めての説明ですし、これがどうい うものなのかということ をイメ ージするのは、この場ですぐというのはなかなか難しい と思いますので、まず、きょうは、一 通り説明をさせていただいて、いろいろ質問とか意見を 預らせて いただいて、次回に 詳しい内容の審議を させていただきたいと思っ ています。

それではまず、資料2-1をごらん ください。

この配慮書手続ですけれども、昨年4月の法改正で追加さ れたものです。事業へのより 早期の段階における環境配慮を可能とするため、方法書の 作成前の手続としまして、この 計画段階、環境配慮書の手続が追加されたところ です。法の施行については、平成25年、 来年の4月1日から となっています。本市におきましても、同様の観点から 条例への配慮 書手続の導入の必要性をご審議 いただきたい と考えて おります。

そこで、条例における配慮書手続の検討の参考として いただくため、まず、法にお ける 配慮書手続の内容についてご説明を したい と思います。

まず、配慮書の定義ですけれども、資料2-1の(1)をごらん ください。

改正法において、配慮書というものは、「事業への早期段階 における環境配慮を可能に するために、第1種事業を実施しようとする者が事業の位 置・規模等の検討段階において、 環境保全のために適正な配慮をしなければなら ない事項についてその検討を行い、その結果をまとめた 図書」という書かれ方をして おります。この言葉だけでは なかなかイメージ がつかめ ない と思いますので、後ほど、ケーススタディーの事例な ども見て いただきます けれども、まず最初に、配慮書手続の流れについて押さ えておきたい と思います。

この資料のフロー図をごらん ください。

このフロー図ですが、事業を実施しようとする者、これを 以下事業者と言いますけれども、 事業者が行う環境配慮の検討に際して、左から一般住民、 地方公共団体、主務大臣・

環境大臣、それぞれがどの段階でどういう関与をするのかというのを時系列で示したものです。このフロー図の中で、実線の矢印の部分は義務規定とされており、必ず行うということです。点線の矢印は、努力規定とされているものです。フロー図の真ん中に横線が引かれていますが、この横線から上が配慮書の案についての手続で、下が配慮書の手続と分かれております。今は、わかりやすくするため、義務規定である配慮書の作成及び公表という部分から説明いたします。

事業者は、配慮書を作成し、それを公表しますが、それを、右の矢印ですが、当該事業を所管する主務大臣に送付いたしまして、主務大臣は、その写しを環境大臣へ送付します。環境大臣は、必要に応じて、主務大臣に環境保全の見地からの意見を述べます。主務大臣は、環境大臣の意見を勘案して事業者に意見を述べます。これが必ず行わなければならない手続とされており、

点線の努力規定の部分ですが、これは、一般住民と地方公共団体への意見聴取の手続の部分になっています。意見を求める順番ですが、まず、一般住民からの意見を求めて、次に地方公共団体からの意見を求めることとされています。地方公共団体からの意見を求めるに当たっては、一般住民からの意見の概要と、それに対する事業者の見解を送付するよう努めることとされており、一般住民及び地方公共団体への意見聴取は義務規定ではありませんが、これを求めない場合は、その理由を明らかにするものというふうにされています。

このフロー図の上の部分につきましては、配慮書の案についての手続になっております。これは、配慮書の作成に先立つよりさらに早い段階から意見を聴取し、配慮書の作成の参考にしようとするものです。配慮書の案、配慮書、いずれにも意見聴取の手続がありますがけれども、意見を求める場合は、可能な限り、配慮書の案の方で求めるよう努めることとされており、

以上、全体としましては、事業者が一般住民、地方公共団体、主務大臣・環境大臣から意見を聞く仕組みになっております。この点については、これまでの方法書以降の手続と同様の仕組みになっていると言えます。

今ご説明した手続の流れについては、ごらんの資料の（２）から（４）に記載してあるとおりです。

次に、裏面の（５）配慮書の作成というところをごらんください。

配慮書に記載する内容についての説明となっています。

まず、対象事業ですが、第１種事業を対象として、第２種事業については自主判断によるということです。

次に、計画段階配慮事項の選定というものがありますけれども、配慮事項というのは、大気、水質、自然環境など環境の要素が工事の実施や施設の稼働といった要因によって影響を受けるかどうかという観点から選定する、しないを決めるわけですがけれども、その対象とする配慮事項の範囲は、これまで方法書以降で取り扱っていた範囲と同じというふう

になっています。

次に、複数案の設定ですが、これが、配慮書手続における最も特徴的な部分になるかと思っております。複数案の設定に当たりましては、位置、規模、または構造物等の配置、構造に関する適切な複数案を設定することを基本としております。ただし、施設の位置、規模による配慮の方が、構造物の配置、構造による配慮よりも重大な環境影響を回避、低減できる余地が大きいと考えられますことから、位置、規模に関する複数案を検討するよう努めるべきとされております。

また、現実的である限り、事業を実施しない案、以下、ゼロ・オプションと言いますが、ゼロ・オプションを含めるよう努めることとされております。

また、複数案を設定できない場合です。これは単一の案になるわけですが、そういった場合も法では許容しています。その場合は、その理由を明らかにしなさいとなっております。

次に、計画段階配慮事項の調査、予測、評価の方法についてであります。

調査方法は、原則として、既存の資料等により情報収集し、その結果を整理し、解析することにより行うものとされています。

また、重大な環境影響を把握する上で必要と認めるときは、専門家等から知見の収集をすること、必要な情報が得られない場合は、現地調査・踏査等の方法により行うこととされています。予測方法については、可能な限り定量的に把握をするけれども、困難な場合には定性的に行うこととされています。

評価方法ですが、複数案が設定されている場合は、複数案ごとの選定事項について、環境影響の度合いを整理し、これらを比較するものとされております。ちょっとわかりにくいですが、後ほどケーススタディーの方を見ていただければ少しイメージがつかめるかと思います。複数案が設定されていない場合は、選定項目についての環境影響が実行可能な範囲で回避、低減されているか否かについて評価を行うこととし、環境保全の観点からの基準、または、目標が示されている場合には、これらとの整合が図られているかについても可能な限り検討することとされています。

次のページが、ケーススタディーというものです。評価方法についてわかりやすくイメージしていただくということで、これをご紹介します。

この表題の中にはS E Aと表記されています。これは、ご存じのとおり、戦略的環境アセスメントの略ですけれども、今、議論する上では、法の名称に従いまして配慮書手続について議論させていただきたいと思っております。

このケーススタディーですけれども、最も単純化したイメージということで、場所のみの複数案を三つ挙げているケースになっています。対象は廃棄物最終処分場ですけれども、その場所について、A案では、自然環境に配慮するとともに、住宅地を避け、海岸部の埋立地に設置をするという案です。B案は、国道の北側部では慢性的な渋滞が発生しているということで、渋滞箇所の交通量を少なくした案となっています。C案は、地形を生かし

コストを低減する案でございます。

下の表ですが、これが大気環境や水環境、動植物など環境要素ごとの評価と比較を行った表になっております。このケーススタディーでは、工事中の影響については記載をしていませんけれども、基本的に、施設稼働後の影響についての評価、比較をしているものです。凡例に従って比較内容を見てみますと、B案では、星のマークの多いものが影響が大きいということですから、大気質、騒音、振動への影響が大きく、C案の方では、水質、動植物への影響が大きいというふうな評価がされます。

また、それぞれの案について、環境基準がある場合などは、その基準との整合性についての評価を検討することになると思いますけれども、この表の中では、凡例として示されております。

配慮書で行う環境影響の比較評価については、おおよそこういったイメージです。これに対して、住民や地方公共団体、主務大臣などが意見を述べて、事業者はその意見を計画に反映していくことになります。

配慮書の手続の後には方法書手続になるのですが、その一連の手続がつながっているということが必要ですので、国においては、今後、改正される法の施行規則で、聴取した意見及びそれに対する事業者の見解、環境保全上の配慮に関する検討経緯を方法書に記載することが検討されております。

裏面になりますが、こちらは他都市の状況でございます。以前から条例や要綱で——内容はそれぞれ違いはあると思いますが、配慮書手続を規定している地方公共団体というのがございます。北海道におきましても、現在、道条例の改正ということで、配慮書手続の導入について検討が行われております。道の環境影響審議会の条例のあり方検討小委員会報告書案におきましても、配慮書手続は新設すべきであるというふうに記載されているところです。

以上で、法に基づく配慮書手続の説明は一たん終わらせていただきます。

引き続き、資料2-2をごらんいただきたいのですが、こちらは、先ほど少し触れましたけれども、この配慮書手続の方法書への反映についての説明です。

配慮書の手続については先ほどご説明しましたけれども、主務大臣が環境保全の見地からの意見を事業者に述べて終了することになります。その内容がちゃんとつながるのかどうかが大変なわけです。

事業者は、方法書手続に進む前に、配慮書で比較評価した複数案の中から、最終的な1案に絞り込む作業を行うわけですが、その際には、環境面からの検討においては当然ながら、絵の右側の方にあるように、一般住民の意見、主務大臣の意見、地方公共団体の長の意見が考慮されることになるわけです。ただし、ここで注意いただきたいのは、最終的な決定の際には、先ほどの方法書の中で遠井委員から最初にお話しされましたが、環境面からだけではなく、社会面及び経済面を加えた総合的な判断がここで行われるということですので、総合的に判断をした上で複数案の中から絞り込みがされております。ですから、配慮

書の手続の中で、環境面の比較評価で非常にすぐれた案が仮にあったとしても、経済面、社会面の検討を加えるということで、その案が選択されないということもあり得るということは十分理解、認識しておくことが重要となってまいります。

なお、資料の方法書手続の囲みの中に書いてありますように、先ほどとダブりますけれども、施行規則に、環境保全上の検討の経緯を方法書に記載するということが規定される予定になっております。

以上です。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

何か質問はありませんでしょうか。

細かいことがわからないのですが、例えば、先ほどの創世1.1.1区の例を挙げて考えさせてもらいますと、先ほどは方法書ですね。例えば、配慮書の段階ではどういうものが出てくる可能性があるかという、再開発する場所を幾つか挙げてくる可能性が含まれるのか、あるいは、場所が決まっていて、中身のでき上がるものを幾つか提案してくるのか、どういうイメージですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 要するに、複数案というのがどういうものなのかということだと思います。基本的には、先ほどの説明の中でもお話ししましたように、まず、最初に考慮すべきは、複数の位置でその複数案を作成する。環境の重大な影響を回避するためにはそれが一番大きな要因になるわけですから、基本的には、この規定の中にありましたように、複数の位置、あるいは規模を最優先に検討するのですが、もちろん、事業によっては、この場所でなければそもそも事業は成り立たないとか、ほかの場所では事業目的が達成できないとか、上位の計画などで、そもそもその場所に、あらかじめ、ここでやるということが決められているというような、いろいろなケースがあると思います。ですから、その場合には、仮に場所が決まっていたとしたら、その中で事前に配慮すべき事項としては、配置ですね。要は、その土地の中でどのようなレイアウトするのか、あるいは、どういう構造設備のものをつけるのかといった、そここのところで複数案を提案して、それぞれの案についての比較検討をするということです。ですから、恐らく、再開発事業のような場合ですと、多分、再開発する場所を複数案提案するということは現実には非常に困難ではないかと思しますので、その土地の中で、どういった配置なり構造のものにするのかということ、複数案として、事業者として検討するということになるのではないかと予想します。

○佐藤会長 一つの場合でもいいですね。そうなる可能性もあるということですね。一つの場合だけになったときには、方法書とどこが違うかという、一つ手続がふえるということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 単一案の場合は、もちろん、複数案を提案するのに比べれば、事業の熟度というか、内容は少し具体的に決まっているのではないかと思います。ただ、趣旨は、方法書に先立って、その計画段階でいかに配慮できるかというこ

とですから、なかなか具体的にイメージするのは難しいですけども、方法書の段階では、ある程度、事業の内容が固まっていますから、その前の段階の情報をもとに、どういう大きな影響があるのか、どういう回避をするべきなのかといったことを検討すると、非常に抽象的な話で申しわけないですけども、単一案についても、手続に乗せるということでは、法では想定していることになっています。

○佐藤会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何か質問はありませんでしょうか。

○遠井委員 今の件ですけども、この計画段階配慮事項の計画ということは、今のご説明だと、事業の計画であるかのように聞こえたのです。本来的には、これはS E Aなので、上位の計画で意見を言えるようにしましょうというのがもともとの趣旨ですね。ただ、日本型戦略アセスと言われているように、実際には、上位計画自体についての根本的な評価は見送られて、こうした代替案とも言わない複数案の提示という形でおさまっているわけです。

そういう趣旨から考えますと、基本的には、やはり、複数案は最低限出すということが原則であって、単一案になってしまって、熟度の違いで方法書と区別がつかないかもしれないというのは、やはり、極力避ける事態であり、むしろ、そういうことになってしまうと、余り配慮書段階でやる意味がなくなるわけで、それはかなり例外的な事態であるところから考えた方がいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） おっしゃるとおりでございます。

先ほど、S E Aという言葉が出ていましたけれども、今回、法の方で検討しているのは、まさに事業の計画段階における配慮手続でありますし、単一案は本当に例外的な場合であるという考え方もおっしゃるとおりで、私もそのように考えております。

○遠井委員 上位計画の縛りをどの程度見るかということですが、例えば、先ほどの創世の例で言いますと、まちづくりの計画があって、その中の一つの事業として出てきたわけですが、この複数案の設定の中では、現実的にある限り、ゼロ・オプションも含むと書いていますので、上位計画がどのようなものであるかということはどうとらえるかによって、今度はゼロ・オプションをとることができるかできないかというのが変わってくるのではないかと思うのです。先ほどのご説明でしたら、こうした計画ではそれは現実的ではないでしょうというご説明だったのですが、果たして、そうとっていいのかどうかということはいかがですか。計画というのは、目標とか原則を定めているものであって、どこに何を建てますというところまで計画は縛っているかということ、そうとは限らないのではないのでしょうか。ゼロ・オプションとするかどうかは別として、そこを踏まえて意見が言えないということになると、配慮書段階で手続を入れた意味が余りなくなってきました。当該事業のAかBかというのは、当面はそうなのですが、そのときに、上からの縛りを非常に強くとらえると、結局、事業アセスと限りなく近づいてしまうので、そこら辺をもう少し緩くとらえる可能性はないのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 具体的にどういうふうにイメージするのか、私にもよくわからないところがあるのですが、少なくとも、今回のこの法改正によって出てきた配慮書手続は、いわゆる従来から目にされているような上位計画段階における戦略的なアセスメントではなく、ある事業を行うときに、今までは方法書というところである程度固まったところで始めていましたが、固まる前に、事業の計画をどこにしようとか、どういう規模にしようとか、その段階からスタートする整理なのだと思います。ですから、さらに上の上位計画で、例として場所が縛られている場合もあるかもしれないと言いましたが、もちろん、そうでない場合もあるでしょう、ただ、具体的な事業になる前の大きな基本計画とか、そのものを対象とする仕組みでなければ法はなりませんし、条例としても、今、そこまでのものをつくれるような状況ではないと思っています。

○遠井委員 ですから、あくまでそこを厳しく見るか、上位計画と個別の事業の関係を、縛りをかなり厳格に見ると、事業アセスに限りなく接近するので、そこは少し緩和してみる可能性があるかと思います。

○事務局（木田環境管理担当部長） 日本の例ではないですけれども、外国のアセス法の体系の中で、政策段階アセスメントという考え方がありまして、その事業をやるかやらないか、再開発をするか、しないかという段階でのアセスが存在するのです。概念的には存在するのです。日本ではそういう議論は全くされていませんけれども、今のやるかやらないかの判断についてまで、今段階では、私たちとしては踏み込む話ではないので、基本的にゼロ・オプションというのは非常に特殊な例だと考えています。

したがって、やるという話になった段階で、やるといった事業の大きさとか、場所とか、そういったものは計画で決めることになりますから、厳密な計画段階アセスで言うと、やると決まったことの大きさとか場所をどういうふうにするかということで、複数案でアセスしていくというのが計画段階での正確な意味です。

それよりも一つ手前の、もうちょっと事業化が具体化された段階で、事前配慮的に、方法書の前の段階でももう少し配慮をしましょうという考え方がもう一つ中間にあって、私どもの条例は、その部分について若干の記載があって、かなり進んだ条例を持ってはいるのですが、それと別に、今、法改正に伴う配慮書手続を入れようという考え方でやっています。

ですから、今言ったように、やるかやらないかというところをちょっと伏せた形で議論しているのでちょっとわかりづらいかもしれませんが、やるかやらないかは、今、この場での議論にはなっておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ゼロ・オプションのことをまた後ほどお話しする必要があったのだと思いますけれども、ここで言うゼロ・オプションというのは、一つには、そもそも何もしない、この事業は何もやりませんという選択肢でありますし、もう一つは、この事業はやらないけれども、本来やろうとしていた事業目的を達成するための手段として、何かほかの方法があるのであれば、そういったものと組み合わせることに

よって、この選択肢の一つをやらなくてもいいことになる、そういった意味が現実的に可能である限りゼロ・オプションもあり得る、そういった説明なども法の中ではされています。

また、最近、国の方で、配慮書手続に関するガイドラインを検討しているのですが、その中では、ゼロ・オプションというのは、やるやらないという選択肢の一つではなく、この事業をやった場合に、どういう環境の状態になるかを比較するためのベースラインとして、これをやることによって、やらないよりはプラスの面で環境がよくなる、よくなるというか、何もしなければ環境は改善できないけれども、こういう環境に配慮できる施設ができることによって環境のプラスの影響をちゃんと見据えられるような、そのためのベースとしてゼロ・オプションを用意するとか、そんな議論もされているということです。

○西川委員 フロー図を見せていただいて、かなり計画の前の段階で大幅な変更を求める意見を言うことができるものなのではないかというふうにイメージしたのですが、一般住民あるいは地方公共団体からの意見聴取というのは義務ではないので、もし、これがやられないとなると、環境大臣が何かの基準に照らし合わせて、これはこういうふうに変えなさいということを行わなければ、そのまま素通りしてしまう可能性が高くなるのだろうと思ったのですが、一般住民、地方公共団体からの意見を求めるというか、それを反映させるということがどの程度行われるものなのか、どの程度の重きを持って配慮書がつけられるのかというあたりはいかがでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） この手続の中で出された意見がどの程度反映されるかというのは、基本的に事業者の判断になると思うのです。方法書以降の手続の中でも、これと同じような流れがあり、いろいろな市民、自治体からの意見があり、最終的には環境大臣、主務大臣が意見を言うという手続がありますけれども、現行の今やっている手続の中では、最終的に国の許認可なりというところに反映されます。この手続にのっとって国が許認可をする判断の一つにすることになるのですが、この配慮書手続の段階では、許認可という行為はこの中に出てこないのです、そういった意味での強制力はないのではないかと思います。あとは、事業者がここで出てきた意見にどのように配慮して反映できるのかどうかということだろうと思っています。

○西川委員 その前の段階で意見聴取をするということがどの程度行われるのか、事業者の判断で、これはしませんということが横行するのであれば余り意味がなくなってしまうのですが、意見聴取をするということが、義務ではないのですが、ある程度重きをもって置かれているものなのかどうかということはいかがでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 恐らく、早い段階でこの手続をやればやるほど、一般住民、地方公共団体に意見を求めるのが難しくなるのではないかと思います。その事業をやることによって、やはり、いろいろな利害関係があり、多分、この手続をやるというのは、その事業の内容が公表されるのは、配慮書の手続が最初の段階になると思うのです。これ以外の手続で事業の内容を公表されるということは基本的にないのではないかと

思います。ですから、この手続に入るということは、事業者として、その事業内容を公表できる、公表しても構わない、そういう段階でなければ、基本的に配慮書手続に入れないだろうと思います。逆に言えば、公表してもいいという段階の判断であれば、恐らく、一般住民への意見聴取とか自治体への意見聴取ということをあえて省略するようなことは余り考えられないような気がします。それによって、事業の実施が非常に困難になる、例えば、いわゆる迷惑施設のようなものができるということが公表されることによって、ある程度複数の場所を想定していたのに、どこも、計画も何も進められなくなってしまうとか、そういったことも懸念されるという思いが事業者にとってはあるのかもしれませんが。

ですから、まだ始まっていないので、民意の部分の意見聴取がどの程度されるか、されないかということ想像するのは難しいですけれども、少なくとも、法に基づいた、全くの民間の事業ではなく、公共事業的なものであれば、意見を聴取するという手続があえて省略されることは余りないのではないかと考えています。

余り答えになっていないかもしれませんが。済みません。

○佐藤会長 では、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今、説明していただいた資料2-1と2-2は、モデルがあって、それを写し整理していただいたということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そうです。想定されている手続ということ。

○吉田委員 例えば、資料2-2で、社会面からの検討とか経済面からの検討ということになっていますけれども、これまで、アセスメントで行ってきたような自然とか景観なども入るということですか。前の方を見ると、複数案を検討するということですが、多分、経済と社会だけでなく、いろいろなところが関係あると思います。私どもはサイトプランニング、敷地プランニングと言うのですけれども、建物をどこに建てれば日影とか風とか生物への影響が何とかかんとかと考えていって案をつくるということをするのです。複数案をつくって最後に絞り込むということを行います。この資料2-2⇒ですと、社会面からと経済面しか書いていないので、これは限定されているのかなと思ったのです。それが一つ目の質問です。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） どういうふうにお答えすればいいのかちょっとわからないですが、環境面、社会面、経済面とそれぞれ対等といいますか、それぞれの観点から総合的に判断して、事業者としてはどれをやるかということ判断しています。

○吉田委員 そうすると、この社会面、経済面のところは、我々の関知するところではないということですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そういう意味では、そうです。配慮書手続の中で検討する項目ではないということです。

○吉田委員 わかりました。もう一つは、ここに何をつくるかということについては、国交省系ですと、例えば、土地計画決定して、まちづくりの基本計画とか構想をつくって、ここに何を置くと決めてやるということをやっていきます。それとの関係性がどうかよく

わからないですが、環境省として、サイトプランニングというか、敷地計画についてまで複数意見を設けてやるのはとてもいいのではないかという感想を個人的に持っています。

先ほどご発言いただいたように、必ず検討しているわけだから、二つ以上は案があると思うのです。どんな小さな敷地でも、全くこれしかないというのはないと思うので、複数案を出してもらって、その目標と評価基準というか、どういう評価視点からやったかというものを出してもらうと、我々もいい形でのアドバイスができるのではないかと思います。

もう一つの質問は何かというと、他都市の状況が幾つかありますけれども、法律があった場合に、それに指導要綱みたいな形で上乘せして、自治体が要望していくとか、そういうことも条例とか要綱ではよくあります。その辺は、札幌市としては、次の議論になると思うのですけれども、ほかの自治体の事例はどうなっているのかということと、やはり、上乘せして、先ほどの複数案にしてくださいと指導要綱の中に書いて話し合っただけでいいのか、それとも、法律は法律なのでそのままです、あとはという感じなのか、その辺は、他都市の状況と札幌市の思いがどうなのか、教えていただきたいと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 札幌市の条例の中にどういう形で取り込んでいけばよいのかということは、実は、資料2-3で、こんな形ではどうかということで、これも、今回、次回の審議会ですべて皆さんに検討していただきたいというところであり、法と条例の関係に関して言えば、もちろん、法を超えるような、法の内容に抵触するような条例はつくれませんので、それはきちんと整合性がとれるような形で、現行の条例自体もきちっと整理されていますけれども、その辺は気をつけながら作業をしなければならないと思います。

○吉田委員 つまり、法の趣旨にのっとってやるのですが、緑化協定とか、公園の上乗せパーセントとか、そういうのは地域自治体でそれぞれやっているので、その辺、先ほどの複数案の話もそうですし、具体的な検討項目、評価基準とか、その辺も指導要綱とか条例に入れられないことはないのです。その辺は、もう少し突っ込んで、これは我々言う意見なのかもしれませんが、その辺はどうなのかというニュアンスです。後でもいいのです。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） その評価基準というのは、最終的にアセスなので調査、予測、評価をしますけれども、各項目、各環境要素について評価していくわけですが、そのときの基準を独自に何か考えると、そういうようなお話でしょうか。基本的には、既存のあるものを使うということが基本だと思います。

○吉田委員 例えば、景観ですと、今、評価基準がないから、シミュレーションをして出してもらって、私どもが何か言っただけということですが、それについての評価基準がこれとこれとこれですという形で考えてくださいねということと言えるのかどうかです。ここの文書の中には、法律ですから、抽象的な言葉が書いてあって、既存の資料とか環境影響の度合いについて定量的に何とかと、基準または目標が云々と書いていますね。この辺を、それぞれの分野の言葉で、具体的にはというぐあいに検討項目に入れていけることができ

るのか、それとも、そういうのは本質そのもので、こういう我々の話し合いの中で相手と話していくのか、それによっては相手を縛る可能性もありますから、その辺の度合いをどこまでやるのかというところです。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） その議論は、いずれ札幌市の技術指針の改定作業も入ってきますが、その技術指針の中では、調査、予測、評価の方法なり、どういう方法で評価するのかということも、今、実際には書いてありますが、例えば、大気、水質、騒音のような基準値があるようなものについては、当然、それと比較をするのですが、そうでないものですね。特に、生物系に関しては、数値であったり、そういう基準を設けることは難しいということがあって、言葉でこういう方法で評価するといったことが書いてあります。よって、その辺は、改めて、別な機会に議論していただければいいのかなと思います。

○佐藤会長 よろしいですか。

ところで、きょうは、始まる時間をお知らせしていますが、終了予定時間は45分となっています。一応、お知らせしておきます。

早矢仕委員、お願いします。

○早矢仕委員 資料2-2でもう一個だけ教えていただきたいのですが、いろいろな配慮書の手続ということで、住民からの意見を聞く場もあり、地方公共団体の長の意見ということで審議会が行われる場があるのはわかったのですが、それに社会面からと経済面からの検討を加えて、ここに関しては、少なくとも審議会は関知しないし、恐らく、これでいくと、住民から意見を聞く場もないように思うのです。それで、幾つか複数案があって、決定は事業者がするわけですね。方法書に入って行って、方法書では、そこで、どうしてこれに絞ったかという環境保全上の検討経緯を記載するというふうに、施行規則案ですけれども、そうなっていますね。そうすると、我々が次に見るときというか、住民も審議会も見るときには方法書が出てきていて、そこに、こうこうこういういろいろな意見が出ましたけれども、これにしましたよということが書いてあるわけです。そうすると、その段階で、住民なり審議会は、今やっている方法書の内容とは別に、何でこの案になったかという過程に関してもう一度意見を述べて再検討してくださいということも可能なのですか。やっぱりこっちでしょうということ、住民なり地方公共団体の長なりは言えるのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 恐らく、この手続の中では、その段階になって考え直してくださいということとは言えないと思います。

○早矢仕委員 ここでは、あくまでも説明が書いてあるけれども、説明と申しますか、理由等は、検討経緯は書いてありますが、それに関して、不十分ではないか、環境保全上、やっぱりこれはあり得ないという意見は、住民からも自治体の長からも出しようがないということになるわけですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 我々は環境面の立場から見るわけですが、恐ら

く、左から刺さっている社会面、経済面からの検討というところに関しては、基本的に我々のアセスの手續の中で関与するということは想定していなくて、アセスの手續の外の部分で、事業者として、社会面、経済面で考慮したというところでどれだけ説明責任を果たしていただけるのか、そういったところにかかるしかないのではないかと思います。

○遠井委員 これは、アセスの制度としては外の話になるのですが、社会・経済面の評価というのはどれだけ合理性があるのかについて、説明は自主的にしか求められないというところに今の限界があるので、将来的には、これも含めた持続可能性ということで、公開の手續ができればいいなということはあるのですが、もう一つの問題は、アセスをせっかくやったのに、その趣旨を十分酌んでいないではないかというときに、どうやってチャレンジするのかという手續がないのです。これは、日本のアセス法でも問題になっている点で、住民側から見ても、あるいは審議会なり市なりから見てもそうだと思うのですが、そこが非常に弱いところでありまして、趣旨としては、もちろん自主的、促進的ではありますが、諸外国の例でチャレンジする制度があるので、そこは、日本の制度が非常に弱いということを重ね承知の上で、どこまで相手を説得できるかということについて工夫が必要ではないかという気がしました。質問というよりコメントです。

○佐藤会長 ほかにいかがでしょうか。

では、もう一つ伺います。きょうは説明がなかったかもしれませんが、先日、個別に説明いただいたときに、例のA、B、C案と三つ出た場合に、これを比較するようなことをここで発言してはいかぬという話でしたね。それぞれ独立に見て、環境面にきちんと配慮している、これもしているというのはいいのだけれども、どちらがよろしいということは言ってはいかぬという話でした。そこら辺で、何でそうなのかということなかなか理解できないでいたのですが、ちょっとお話ししていただけないでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） このケーススタディーのところの表ですけれども、比較はするのです。どこを比較するかというと、各環境要素について、それぞれ横に見ていくわけですね。どの案であればどの環境要素について影響が大きい、小さいということは見ていけるわけです。ただし、総合評価なり、いろいろな環境要素がありますが、それが縦に見て積み重なってきた総合評価ですね、これを配慮書手續の中でのものではないということです。どの案が1番、2番という順番づけをするとか、そこを目的に複数案についての検討をするというものではないです。ここに対して意見を言う、あるいは、これから話しますけれども、もし審議会が関与するとすれば、審議会の立場としては、A、B、C案それぞれについて行われている各環境要素についての評価なりが妥当なものなのかどうか、適切なものなのかどうか、そこに間違いがないのかといったことを見ていただくということです。最終的に、この表の一番下にもう一個欄があつて、総合1、2、3とかという欄がないのは、順番づけをする目的のためにこれをやるのではないということで、あくまでもA、B、C案それぞれの環境要素についての影響の度合い、さらに、A、B、C案についてのメリット、デメリットといたしますか、そういったものについて、その評価

が妥当なのかどうかを見ていくということで、それに対して、住民なり自治体が意見を言  
って、具体的に計画の熟度を上げていく上で参考にしていただくとのことです。  
確かにわかりにくいのですが、そういう順位づけをしようとか、そういうことまで  
ここで踏み込んでやるものではないということです。

○半澤委員 今、伺って、納得が이었습니다。要するに、我々の立場として、ここは環境  
影響評価ですから、それぞれの場所で、今まで1本しかなかった計画が3本出てきても、  
その3本の1本ずつがどうなのだ、これはだめです、こういう評価の仕方はだめですよ、  
いいですよということをそれぞれについて言えばいいということですね。あとは、事業者  
が、だめと言われたときに、どうしたらいいかと考えて、それが経済的に見合わないとな  
ると、そこはやめようという判断もあるでしょうし、その辺は、事業者側が我々の環境で  
の意見を採取して判断するのだらうと思います。だから、我々は、あくまでも専門家とし  
て一つ一つのチョイスに対しての評価の仕方がどうなのだということだけを淡々と述べべ  
ばいいという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） そういう理解でいいと思います。

○佐藤会長 ほかの方はいかがですか。

今の段階で特になければ、また少し進めてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○佐藤会長 資料の2-3というところに、先ほどちょっと説明がありましたけれども、  
市の条例としてどういうふうにすればいいのかという提案といいますか、案ですね、これ  
に進んでよろしいですか。

では、先ほど、国の法律の説明がありました。札幌市においてこうしたらどうだろう  
かという案が2-3です。これについて、説明をお願いいたします。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今までの話で、これに関連するようなお話もい  
ろいろ出てまいりました。本来であれば、順番としては、そもそもこの配慮書手続を条例  
に入れるかどうかということからご議論していただくことになると思うのですが、新し  
い手続ということもありまして、導入した場合のイメージを持つのも難しいということも  
あり、法を参考に、条例にこの手続を導入した場合にどのような手続になるのか、あるい  
は、どういう内容の配慮書になるのかといったことについての案を作成しましたので、こ  
れについて、先にご説明をさせていただいて、いろいろ議論いただきたいと思ひます。

手続の流れですけれども、フロー図を見ていただきまして、これは法と同様に、配慮書  
の案と配慮書と両方の手続を記載しています。

まず、義務規定として想定しております配慮書手続の流れですけれども、方法書手続以  
降と同様に、事業者は配慮書を作成、公表する。市長は、期間を定めて住民より意見を募  
集する。そして、住民意見が集まりましたら、市長は事業者に意見を送付する。市長は、  
その審議会の議を経て、環境保全からの意見を述べる。こういう手続の流れを想定してい  
ます。

配慮書の案の手続ですけれども、こちらの方も法にならって一応任意規定ということで想定していますが、流れはごらんのとおりです。なるべく早い段階で住民からの意見を求め、その内容を反映して配慮書の案から配慮書を作成することによって、住民の事業に対する理解であったり、コミュニケーションが促進されることが期待できるのかなと思います。

次に、配慮書の内容についてですけれども、裏面を見ていただけますでしょうか。対象事業についてですが、配慮書の作成の対象となる事業は、現行の条例における第1種事業を対象としてはどうかと考えています。第2種事業については自主判断、配慮事項で、配慮書の手続というのは、そもそも、なるべく早い段階で、重大な環境影響を回避、低減することが目的であるということですので、アセス法では、規模が大きくて、影響の程度が著しいということで第1種事業が対象、第2種事業は自主判断としています。

現行の市条例の方では、大都市の地域特性も考慮しまして、一部、例外はありますが、法対象事業の2分の1を第1種事業と規定しておりまして、ここでの配慮書手続が、規模が大きくて環境影響の程度が著しいもの、これを対象に適用されるべきという考え方で整理をしますと、市条例においても現行の第1種事業を対象とすることが望ましいのではないかと考えたところです。

それから、配慮書事項の設定については、法においても、方法書以降の手続と同様に、環境のそれぞれの要素と、それに対する環境要因から設定するということですので、それは本市の条例についても法と同様の範囲を考えております。

それから、複数案の設定ですが、これについても、法と同様に、位置、規模、または構造、設備の複数案を設定することを基本としたいと思っています。

それから、調査、予測、評価の方法ですけれども、これも法の考え方を準用しているところです。

ただ、配慮書における具体的な調査、予測、評価の方法の詳細については、方法書以降の手続と同じように、技術指針で新たに定めることとなりますので、これについては、また改めて審議会でご審議をいただきたいと思っています。

市条例に対する配慮書手続の導入の案については、基本的には法と同様の考え方ということになります。きょうは、一つ一つ見ていくというのは、理解が深まっていないところもありますので、次回に回したいと思いますが、きょうのところは、これについての疑問なり意見なりが何かあれば出していただくところまでと考えております。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、質問とか意見がありましたらお願いします。

○早矢仕委員 瑣末なことで恐縮ですけれども、これは、読みようによっては、複数案を設定するとき、本命の1案とゼロ・オプションをつけて複数だということも可能なものではないでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） おっしゃる懸念があるのはおっしゃるとおりで

あると思いますが、だから、そうはならないような運用といいますか、そういったことをしていかなければならないと思います。国の方のいろいろな検討を見ましても、やはり、同じような意見が出ておまして、決して、本命の意見ありきで、複数案というものを後づけで用意するような内容のものになってはならないという意見がありました。それは、考え方はご指摘のとおりというふうに思っています。

○佐藤会長 それは、例えば、法律の枠を超えてはいかぬという話でしたけれども、札幌市は義務として複数案にするということはあるのでしょうか。必ず複数の案を出すということですね。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） ゼロ・オプションなり、単一案はだめということですね。それは、またこちらの方で議論していただきたいと。

○佐藤会長 それは、議論の対象ですか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 対象です。単一案はだめなのか、ゼロ・オプションをつけるのか、つけないのか、そういったことも含めて、想定される中でまた議論していただければと思います。

○佐藤会長 わかりました。

○遠井委員 そうすると、今の議論だと、単に複数案を出しましょうというだけではなくて、それが見せかけの複数案でないような、それをどうやって阻止するのかということも重要のような気がするのですが、具体的にどういう方法でやればいいのでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 今すぐには思いつかないので、そういうような情報とか、方法とか、もし集められるものがあれば集めたいと思います。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 複数案ですが、例えば、先行的に、今、中央新幹線のアセスをやっております。情報はインターネット等で見られると思うのですが、それが出ているものになりますと、もともとリニアモーターカーの実験路線等がありまして、それを活用するという部分もありましたので、中央新幹線ですから、例えば、日本海側を通ったら、中央新幹線とは言えませんので、ある程度想定された幅があって、その中で、例えば、トンネルで行くとか、橋で行くとか、駅の位置について、ここの場所につくった場合にはどういう影響があるか、この場所でなくて、違う場所に駅をつくったときに、当然、線路も少しずれるわけですね。そういうものを部分、部分に、区間、区間ごとに設定した形の図書が出されております。道路も同じかと思いますが、例えば、何とか縦断道路をつくるのに全然違うところを回したら、これは縦断道路とは言えないので、ある程度の幅の中でどのルートをとるかということがあり得るかと思うのです。そういう分では、現実的に可能な複数案があるかと思うのですが、例えば、風車を風の全く吹かないところにつくりますというのは全く意味のない案になりますので、やはり、可能な風況調査等を立地条件に応じた中で、先ほどのケーススタディーのように、完全に違う場所にとということではないものについても、複数案というふうにとらえることが、事業、事業によってはあるのかなと思います。

道路関係とか鉄道関係は、そういう駅をつくる場所によって線路や道路の位置が多少変わっていく、そういうことを比較検討する案として出している例が多いと思います。

また、建物の関係については、ある程度、場所が決まってしまう中での構造的な問題での比較検討になると思います。今まで出ている例を見ている限りでは、そういうものが多いと思います。公共事業ですから、ダミー的な案は余り出ていないと思います。

○吉田委員 今のお話で、実際の事業計画について、今のお話は、S E Aを規定している地方自治体の事例ということですか。

○事務局（宮下環境影響評価担当係長） 新幹線の場合は、鉄道機構がやっている、先行的に法アセスの前に中央新幹線が先行的に、自主的にS E A的な、配慮書的なことをやっているということですか。

○吉田委員 よくわからないのですが、今回、検討するのが配慮書手続で、先ほどの風が吹かないとかというのは、むしろ、社会面とか、経済面とか、ほかの話のような気がするのですが、どこの段階で今の事例が該当するのか、ちょっとよくわからなかったのです。

○木田環境管理担当部長 どういうふうに説明したらいいかわからないのですが、まず、今の新幹線の話では、法律に基づくアセスメントの話ですね。その計画段階でどうかという、いわゆる法に基づくアセスの中での配慮の話の説明しました。今、お手元にある資料の裏側に条例、要綱などが書いてあるのは、自治体の中で決めた条例なり要綱の中で行われるアセスメントにおける事前配慮ですね。配慮の話の事例が表になって出ているのですね。ここにね。

○吉田委員 わかります。だからおかしいと思ったのですが、つまり、今回の配慮書手続で、他都市の状況がわざわざ書いてあって、特に、札幌は、どちらかということ、政令指定都市とか、割とスケールが小さくて、そういうところに風力発電とかごみ処理場が置かれているということになると思うのです。よく考えれば今のお話にもつながるかもしれないけれども、そうすると、今回検討する中身としては、例えば、横浜とか京都とか広島みたいな段階で、実際に要綱がどのように規定されていて、それが一番最後の裏面に書いてあるような中で、具体的には札幌市ではどうなるのか、そこら辺の具体的なところを事例としてこれから検討していただけると、私もびんとくると思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） 趣旨を十分理解いたしました。次回の審議会のときには、ここにある事例にぴったりしているかどうかということもあるかもしれませんが、このような内容で行われているとか、その辺をご紹介できればと思います。それも参考にしつつ、札幌のような、国レベルではないけれども、大都市ということで、こういった内容のものがいいのかというものを検討していければと思います。

○遠井委員 他都市の状況について、多少、資料をご準備いただけるのであれば、条文の内容がどうなっているかだけでなく、具体的に評価を行った事例があれば、それをご紹介いただければよりわかりやすいかと思います。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） わかりました。用意させていただきます。

○佐藤会長 では、よろしくお願いします。

それで、次回もこの議論が続きますけれども、できれば、きょう、もうちょっと疑問な点とかいろいろなことを出していただけると、次回に向けて準備も進みますので、ほかにどなたかご意見があれば発言していただきたいと思います。

○五十嵐委員 次回、ほかの事例を紹介していただくということですが、新幹線とか、そういう事例は話に乗りやすいのですけれども、俗に言う迷惑施設等は非常に難しいと思うのです。だから、強制的にこういうものをやるかどうかは、相当慎重に考えていかないといけないのではないかというのが私の感想です。

○佐藤会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○遠井委員 今のご意見ですけれども、やはり、早い段階でいろいろな情報が出ると、逆に地域でもめごとが大きくなる可能性もありますが、逆に言うと、後から事後的に裁判などでもめるより、早い段階でいろいろな意見が出た方がいいのではないかというのが、今の環境規制の考え方だと思います。いずれにせよ、対象施設を余り絞ったりということはやらない方がいいのではないかという気がいたします。

○佐藤会長 ほかにどなたかございますか。

○吉田委員 今のお話ですが、アセスメントの趣旨は、こうした方がいいよとなかなか言えないと思うのですけれども、お互いにベストな回答、一番理想的な回答を探していきましょうという感じで、我々と事業者が対立したり、後から住民の中でいろいろなトラブルが起きないように、なるべくそれに関与するというのが大事ではないかと思います。

そういった意味では、この条例をつくる際の上位計画というか、例えば、環境都市宣言などをやっていますね。札幌市だったらこういう趣旨でまちをどうするこうするとか、そういった前提があると思うのです。ですから、その辺もちょっと踏まえて、それをまくら言葉にしながら、この条例をこうした方がいいというぐあいに最終的に持っていった方がいいのではないかと思います。そういう知識も余りないところがあるので、教えていただきたいというところです。

○佐藤会長 今のようなことについても、次回にご紹介していただければいいと思います。大枠の話でもいいと思うのです。

そう言っているうちに、時間が長くなってまいりましたので、きょうはこのあたりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤会長 きょう、いろいろなご意見をいただきましたので、また事務局の方で整理していただいて、次回の議論につなげていきたいと思います。

では、この件はこれで終わりということで、今後のスケジュールについて説明していただけますでしょうか。

○事務局（大江環境共生推進担当課長） まず、次回の審議会の日程からですが、11月6日火曜日の午前を予定しております。場所については、市役所の本庁舎ではなくて、隣の市民ホールでの開催を予定しております。改めてご案内を差し上げますので、間違っても市役所の方に来ないように、よろしくお願いいたします。

議題については、配慮書の続きの議題のほかにも、もう一つ、大規模建築物ということで、北8西1地区の大型建築物の方法書が近日中に事務局に送付される予定となっておりますので、これにつきまして、また同様に諮問して、審議をしていただきたいと考えております。

それから、ほかの案件として、法案件で、一般廃棄物処分場の北部事業予定地の一般廃棄物処分場の準備書ですが、これが11月上旬に送付される予定となっております。皆さんには、既にご案内のとおり、現地視察の日程調整をさせていただいておりますけれども、ちょっと寒くなるのですが、11月のなるべく早い時期に現地視察を行えたらと思っています。実際の審議については、視察をした後、12月以降の審議会で審議をしていただきたいと思っています。

それから、条例改正の審議については、中間報告案を一たん出すことを予定していましたが、できれば、来年1月ぐらいには中間報告案を取りまとめて、最終答申については5月ごろというふうに考えております。

予定は、以上のとおりです。

○佐藤会長 少なくとも、1月までは毎月あるようですし、複数の案件を議論していくということになりそうで、大変忙しいですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

では、事務局にお返しします。

#### 4. 閉 会

○事務局（大江環境共生推進担当課長） また、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様には、長時間にわたり熱心にご審議ありがとうございました。

本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上